

## 議第100号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を次のように行う。

平成19年 9 月 6 日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

相 手 方	
事 件 の 種 類	介護給付費等相当額の金員及び介護給付費相当額の金員に付すべき加算金の支払の請求
事 件 の 内 容	<p>相手方は、介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者等の指定を受けていたが、実際にサービスを提供していないにもかかわらず、架空の請求をするなどして、介護給付費等を請求し、不正に利得している。</p> <p>このため、本市は、相手方が不正に利得している介護給付費等相当額の金員及び不正に利得している介護給付費相当額の金員に付すべき加算金の支払を請求したが、その一部しか支払われていない。</p> <p>そこで、相手方に対し、不正に利得している介護給付費等相当額等の金員の支払を求める訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行おうとするものである。</p> <p>なお、裁判上の和解については、相手方が本市の請求額の全額の支払を約束する場合に、支払方法について譲歩するものに行うこととする。</p>

## 提案理由

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行う必要があるので提案する。